

# 佐倉都市計画地区計画の変更（佐倉市決定）

都市計画ユーカリが丘七丁目地区地区計画を次のように変更する。

平成9年1月17日告示

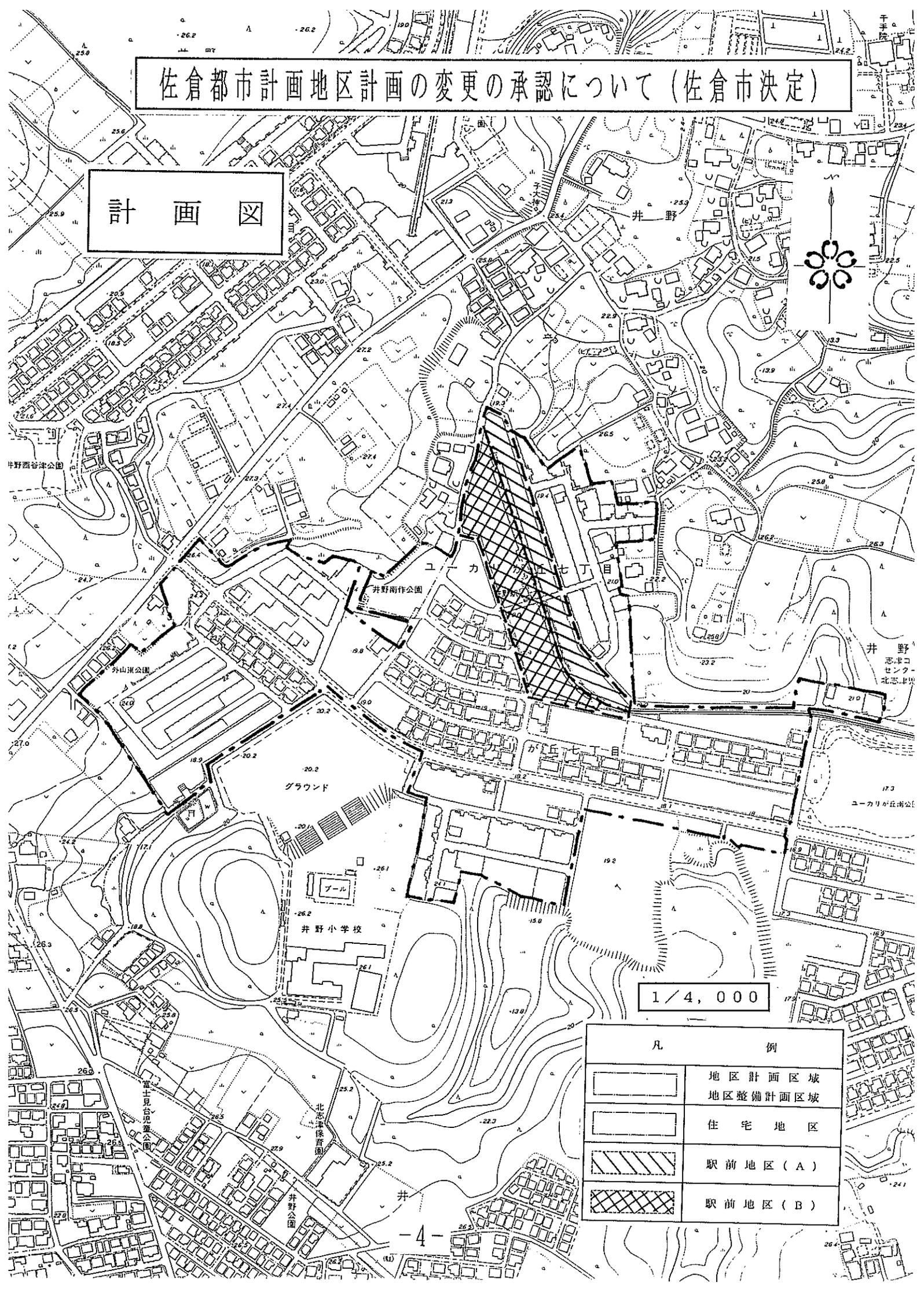
名称		ユーカリが丘七丁目地区地区計画			
位置		佐倉市ユーカリが丘七丁目の一部の区域			
面積		約 13.4 ha			
区域の整備、開発及び保全の方針	地区計画の目標	<p>本地区は、京成ユーカリが丘駅の北に位置し、宅地開発による計画的な住宅地として、土地利用及び都市施設の整備がなされ、良好な住環境が形成されようとしている区域である。</p> <p>そこで、地区計画を策定することにより、将来にわたり良好な住環境を更に発展させることを目標とする。</p>			
	土地利用の方針	<p>本地区は、既に宅地割が完了しており、良好な住環境を形成させるため地区を住宅地区・駅前地区（A）・駅前地区（B）に区分し、適正な土地利用を図る。</p>			
	地区施設の整備方針	<p>本地区には、幅員12m及び6mの道路を主体とした道路網が整備され、又街区公園も一体的に整備されているので、これらの機能が損なわれないよう維持及び保全を図る。</p>			
	建築物等の整備の方針	<p>本地区における地区計画の目標に基づき、緑豊かなうるおいのある良好な住環境を有する住宅地の誘導を図る。</p>			
地区建築物等に關する事項	地区の区分	区分の名称	住宅地区	駅前地区（A）	駅前地区（B）
		区分の面積	約 12.1 ha	約 0.5 ha	約 0.8 ha
	建築物等の用途の制限		<p>次の各号に掲げる建築物を建築してはならない。</p> <p>ただし、公益上必要なもので市長が認めたものについては、この限りではない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 長屋</li> <li>2. 共同住宅、寄宿舎又は下宿</li> </ol>	<p>次の各号に掲げる建築物を建築してはならない。</p> <p>ただし、公益上必要なもので市長が認めたものについては、この限りではない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 長屋</li> <li>2. 共同住宅、寄宿舎又は下宿</li> <li>3. 工場（パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営むもの（原動機を使用する魚肉の練製品の製造又は糖衣機を使用する製品の製造を除く。）で、作業場の床面積の合計が50㎡以内のもの（原動機を使用する場合にあつては、その出力の合計が0.75kw以下のものに限る。）を除く）</li> <li>4. ホテル又は旅館</li> <li>5. 自動車教習所</li> <li>6. 畜舎</li> </ol>	<p>次の各号に掲げる建築物を建築してはならない。</p> <p>ただし、公益上必要なもので市長が認めたものについては、この限りではない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 一戸建て専用住宅</li> <li>2. 工場（パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営むもの（原動機を使用する魚肉の練製品の製造又は糖衣機を使用する製品の製造を除く。）で、作業場の床面積の合計が50㎡以内のもの（原動機を使用する場合にあつては、その出力の合計が0.75kw以下のものに限る。）を除く）</li> <li>3. ホテル又は旅館</li> <li>4. 自動車教習所</li> <li>5. 畜舎</li> </ol>
	建築物の敷地面積の最低限度		180㎡		500㎡
	壁面の位置の制限		<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から、敷地境界線までの距離は1m以上とする。</p> <p>ただし、次のものを除く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 敷地境界線からの距離が1m未満にある外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が、3m以内のもの</li> <li>2. 車庫</li> <li>3. 物置で高さが2.5m以下で、かつ面積が5㎡以下のもの</li> </ol>	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から、敷地境界線までの距離は2m以上とする。</p> <p>ただし、軌道敷に面する部分を除く。</p>	
	建築物等の高さの最高限度			建築物の最高の高さは、地盤面から10m以下とする。	建築物の最高の高さは、地盤面から15m以下とする。
	かき又はさくの構造の制限		<p>道路に面する部分のかき又はさくの構造は、生垣、格子フェンス等とする。</p> <p>ただし、宅地地盤面からの高さが、1m以下の部分はこの限りではない。</p>		

「区域及び地区の区分は計画図表示のとおり」

理由：都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成4年法律第82号）の改正に伴い、地区計画を変更する。

# 佐倉都市計画地区計画の変更の承認について（佐倉市決定）

計 画 図



1 / 4, 0 0 0

凡 例	
	地区計画区域 地区整備計画区域
	住宅地区
	駅前地区（A）
	駅前地区（B）